○独立行政法人労働政策研究・研修機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**三九七）

○独立行政法人雇用・能力開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**三九八）

○独立行政法人雇用・能力開発機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに厚生労働大臣が算定する金額の算定基準を定める件（**同**三九九）

○独立行政法人労働者健康福祉機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**四〇〇）

○独立行政法人国立病院機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**四〇一）

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**四〇二）

○年金積立金管理運用独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**四〇三）

○独立行政法人医薬基盤研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**四〇四）

○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**四〇五）

○国立高度専門医療研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**四〇六）

六六

○独立行政法人農林水産消費安全技術センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**四〇七）

○独立行政法人種苗管理センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**一九五〇）

○独立行政法人家畜改良センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**一九五一）

○独立行政法人水産大学校が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**一九五二）

○独立行政法人農業生物資源研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**一九五三）

○独立行政法人農業環境技術研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**一九五四）

○独立行政法人国際農林水産業研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**一九五五）

○独立行政法人森林総合研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**一九五六）

○独立行政法人水産総合研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**一九五七）

○独立行政法人農畜産業振興機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**一九五八）

六七

○独立行政法人農林漁業信用基金が農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**一九五九）

○独立行政法人農林漁業信用基金が農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣が算定する金額の算定基準を定める件（**同**一九六〇）

○独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**一九六一）

○独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業機械化促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣が算定する金額の算定基準を定める件（**同**一九六二）

○独立行政法人農業者年金基金が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**一九六三）

○独立行政法人経済産業研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**経済産業**二四九）

○独立行政法人工業所有権情報・研修館が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**二五〇）

○独立行政法人日本貿易保険が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**二五一）

七三

○独立行政法人産業技術総合研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**二五二）

○独立行政法人製品評価技術基盤機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**二五三）

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**二五四）

○独立行政法人日本貿易振興機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**二五五）

○独立行政法人原子力安全基盤機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**二五六）

○独立行政法人情報処理推進機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**二五七）

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**二五八）

○独立行政法人中小企業基盤整備機構が政府出資等に係る不要財産（産業基盤整備業務に係るものを除く。）を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**二五九）

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準（**同**二六〇）

（以下次のページへ続く）